

# 高等学校等就学支援金に係る 家計急変支援制度がはじまりました

- ・病気になり仕事を退職してしまった
- ・会社都合で解雇されてしまった
- ・自ら経営していた会社が倒産してしまった など

こうしたやむを得ない理由により



収入が急減してしまったが  
住民税に反映されていないため 就学支援金を受給できない方

**令和5年度より  
就学支援金を受給できる可能性があります！**

※都内在住者で、既に就学支援金を受給している方に追加支給はありません。

詳細は「家計急変支援申請の手引き」をご覧ください

↓↓↓ 文部科学省HPで確認することができます ↓↓↓

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01754.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html)

🔍 文部科学省 家計急変支援

検索



## お問い合わせはこちら

(都内の高校に通学されている方)

### 東京都私学就学支援金センター

☎ 03 - 5227 - 1255

# 家計急変支援制度 Q&A

注) 詳細や不明な点は表面のお問い合わせ先までご連絡ください。

## Q1 急変の理由に要件はありますか。

本制度の対象は、特定の理由により収入が減少してしまった方に限定されています。やむを得ない理由により離職・倒産（一部休職も含む。）し、継続して収入を得ることができなくなってしまった人が対象となるため、離職・倒産等を伴わない場合や、やむを得ない理由のない自己都合退職、定年退職等は原則として対象となりません。

## Q2 減少後の収入に要件はありますか。

本制度の対象は、年収目安が約590万円未満まで減少してしまった方に限定されています。なお、実際の審査においては、申請月に応じた数か月分の収入証明書類から推計年収を算出し、さらにその推計年収を基に住民税と類似の計算を行い、その結果により判定します。

## Q3 受給できる金額を教えてください。

原則として、申請した月（ケースによっては翌月）分から、授業料額を限度として最大で月額33,000円を受給することができます。ただし、支給が認められた月から、直近の6月または12月分までとなり、それ以降は半年分ごとに再度申請し、認定を受ける必要があります。

## Q4 令和5年4月1日より前に収入が減少してしまったのですが受給できますか。

令和5年4月1日以前に収入が減少しているケースであっても、支給の対象となる場合があります。ただし、支給される金額は、令和5年4月以降の月分のみとなります。

## Q5 既に就学支援金を受給しているのですが、より多くもらえるのでしょうか。

通常の就学支援金を既に受給している方は、本制度を利用できません。ただし、（都の独自助成制度が適用されない）都外より通学している方で、元々の世帯年収が約590万円-約910万円（受給金額が年額118,800円以下）の場合は、金額が増える可能性があります。

## Q6 具体的な申請方法を教えてください。

通常の就学支援金と同様に、高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」を使用し、学校を通じて申請いただく必要があります。なお、収入証明書類等の提出資料についても、画像添付または紙でご用意いただき、学校を通じて提出いただく必要があります。

↓↓↓ 「e-Shien」は文部科学省HPで確認することができます ↓↓↓

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01753.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html)

🔍 文部科学省 e-Shien

検索

## Q7 申請してからどれくらいの期間で手元にお金が届きますか。

多くのケースで支給決定までに半年以上の期間を要します。申請月や審査状況によっては年度をまたぐ場合もありますので、予めご了承ください。また、支給は学校に対して行います。支給決定後の具体的な還付方法や時期等は学校へお尋ねください。

## Q8 東京都の独自制度と併用することはできますか。

東京都においては、国の制度である就学支援金に加え、独自の支援制度を用意しており、併用して受給することができます。ただし、就学支援金と異なる要件もありますので、ご注意ください。東京都独自の支援制度の詳細については別途ご案内します。